

江浙地方の繭取引における 行・灶規制について

— 第一次大戦後の繭行制度の動揺 —

曾 田 三 郎

はじめに

生糸の輸出量の統計あるいは生産量の推定からわかるように、江浙地方では器械製糸業の成立以後も長期にわたって養蚕農民の座繰製糸が維持されてきた⁽¹⁾。戦前、堀江英一が「製糸業の近代化の停滞またはその疎止を意味する⁽²⁾」とした農民の座繰製糸が長期にわたって維持されてきた要因について、本稿の内容との関連で注目したいのは、次のような劉大鈞の指摘である。

清朝および中華民国の北京政府の統治時期に、「糸区」での繭行の開設を制限する法律があった。そのため既設の繭行は独占的な状態を享受することになり、養蚕農民は彼らのいい値で繭を売らねばならなかった。多くの農民は繭を売りたがらず、自ら繰糸するという旧式の方法を用いたが、それは器械製糸業の発展に不利に作用した。

この劉大鈞の指摘は、器械製糸業の発展を抑制する要素である座繰製糸の持続には、繭流通上の非経済的要因が関係していたことを示唆している⁽³⁾。

この座繰糸生産の維持の一因となった繭流通上の非経済的要因については、江蘇省で1915年に実現した繭行の開設を制限する法律の制定を中心に、以前に考察したことがある。その時に注目した点は、この法律の制定には座繰糸生産の維持をもとめる絹織業側と器械製糸業の対抗という問題だけで

なく、繭行の所有者＝繭行主の利害も関係していたということにあった⁽⁴⁾。

養蚕農民からの生繭の買付けと乾燥という業務への従事は、官庁が繭行にのみ認可していたが、この繭行の開設が製糸家自身によってではなく、多くの場合、産繭地の郷紳といわれるような有力者によって行われたために、繭取引のあり方に彼らの意向が強く影響することになった。彼ら繭行主は同業団体を結成して繭取引を統制し自らの利益擁護を図ってきたが、15年の法律制定に関する彼らの意図は、それを法的に補強することであった⁽⁵⁾。

本稿の課題は、座繰糸の生産の維持と繭行主＝産繭地郷紳の利益の擁護という二つの側面をもった繭行（厳密には鮮繭行）の開設および繭灶（繭の乾燥設備）の設置の規制が、他方ではそれに反対する言論や運動が15年の法律制定以後どのように展開していったかについて、1909年の糸繭総公所の成立を完成の指標とするところの江浙地方の繭行制度の動揺という視点から考察することにある。

1 「江浙両省整頓蚕桑糸綢辦法」の制定

浙江省ではすでに清代から繭行の開設を50里1行に制限してきたが、江蘇省において繭行の開設や繭灶の設置を規制する法律がはじめて制定されたのは、1915年のことである。この「繭行取締暫行条例」（以下、「条例」と略称する）における江蘇省の繭行および繭灶（以下、しばしば本稿の題目のように行・灶と省略する）の規制に関する主要な内容は、すでに言及した拙稿で明らかにしたように次の5点である。1、既設繭行が5行以上の県については、今後5年間これ以上の増設を認めない。2、5行未満の県では、江寧、呉県、呉江等の6県について特別に制限を設ける以外、5行までの開設を認める。3、既設の繭行の乾燥設備の増設は認めない。4、乾燥設備未設置の繭行の営業禁止。5、繭行の開設申請の糸繭総公所（正しくは江浙皖糸廠繭業総公所だが、以下このように略称する）を経由した手続。「条例」は全省にわたって行・灶の増設を制限するとともに、

これまで繭業公所に所属せずに営業してきた「小仲買人」を繭取引から排除しようとしていた。

1910年代中頃になって行・灶規制の法律が制定された原因については、二つの面から考える必要がある。一つは器械製糸業と国内絹織業との原料をめぐる対抗であり、江浙地方の座繰糸を原料糸とする絹織業関係の団体である江浙綢緞機織連合会（以下、連合会と略称する）は、1912年頃から繭行の開設規制を要求していた。もう一つは、既設繭行の利益擁護である。

後者の点については、少し説明をくわえておこう（詳しくはすでに言及した拙稿を参照されたい）。「条例」制定過程上の特徴の一つは、繭行主の同業団体である繭業公所を一つの母体とする糸繭総公所が、その原案を作成したことである。繭行主は製糸家や余繭商の繭行の名義や設備の利用を得てはじめて収入があるが、過多の繭行の開設は利用料の低下をもたらした。繭業公所は繭の買付け開始日や買付け最高価格を協定するなど、繭取引の統制を行ってきたが、「条例」の主内容の4と5は、その弛緩の防止を意図したものである。

すなわち絹織業関係者の要求する行・灶の規制は必ずしも繭行主の不利にならないだけでなく、繭行主独自の利益擁護の目的があったために、糸繭総公所自身が原案を作成しそれをもとに「条例」の制定が実現したわけである。しかし制定数年後から南京国民政府成立にいたるまで、規制の緩和や撤廃をめぐる賛否両方の立場からの議論が、地方議会の内外でしばしば生じた。

1921年の「江浙両省整頓蚕桑糸綢辦法」（以下、「辦法」と略称する）制定までの、行・灶規制の存廃をめぐる抗争の主要な舞台となったのは省議会である。1916年から17年にかけて、浙江省議会は50里1行という繭行開設の原則を緩和する案を議決し、また常熟県の周楨らの人々の請願をうけた江蘇省議会は「条例」の廃止を議決した。周楨らは廃止をもとめる理由として、糸繭総公所の手で原案が作成された「条例」は、繭取引の利益の独占をねらったものであることをあげ、繭行の開設数はそれぞれの地域の

養蚕業の発達度による自然の調整にゆだねるべきだとしていた。しかし省政府は、「条例」の廃止は時期尚早であるという見解を示した⁶⁾。このためか数ヶ月後には、江蘇省議会は「条例」の1県5行の原則を20行に緩和する案をあらためて議決したようである⁷⁾。

江蘇、浙江両省議会で行・灶規制問題がより大きくとりあげられ、社会の注目を集めるようになるのは1919年から21年にかけてであった。この時期にこの問題が省議会であらためてとりあげられたのは、すでに見たように「条例」は5年間に限定して行・灶の増設を制限しており、20年が満期にあっていたがためであるが、この時期に行・灶規制問題に先に口火をきいたのは、浙江省議会のほうであった。浙江省議会は1919年に、これまで浙江省で繭行の開設に適用してきた50里1行という制限の基準を廃止することを議決した。この議決にはすぐに各方面から反対の声があがり、杭州の「綢業觀成堂」は杭州、嘉興、湖州、紹興各府下を「糸区」とし、この区域では繭行の増設を認めないだけでなく、他地域からの繭の買付けも禁止することによって、座繰糸の生産と流通を維持することを主張した⁸⁾。また南潯の糸商は繭行の開設規制の廃止に対抗して、浙西地方全域を「糸区」とし、繭行の増設を禁止しようとした⁹⁾。絹織業側から省議会の議決に反対がでただけでなく、上海の糸繭総公所も50里1行の開設基準の回復をもとめた¹⁰⁾。

これら以外に浙江、江蘇の商会にも反対の声があり、浙江省政府は省内各県に対して、県内の郷紳や商会を集めて繭行の開設規制を廃止した場合の影響を調査させ意見を具申させたようである。各県から集めた意見にもとづいて、浙江省政府は原則的に2年間の繭帖増発停止を命じた。すなわち浙江省内においては1920年から2年間は、繭行数が現状に固定されることになったのである。ただ長興、嵊県、新昌の3県は知事が「紳商」を集めて開いた会議で規制解除に賛成する声が強かったために、この決定の適用から除外されることをもとめた¹¹⁾。だが連合会や中華国貨維持会などの絹織業側の団体は、適用除外県を設けることには反対だったようである。

なかでも長興については、海寧とならぶ縦糸用の細糸産地であるという理由から、とくに反対が強かった⁶⁴。

この浙江省政府の措置はあくまでも2年間の暫定的なものであり、この措置の実施と並行して実業庁を中心に根本的な解決法も検討することになった。実業庁長の雲海秋はこの根本的な解決法を、江蘇、浙江両省の「糸綢機織各業」の代表を杭州に集めて決定しようとした⁶⁵。この会議は実業庁が江蘇、浙江両省の「糸綢機織業代表」にくわえ、浙江省の「蚕業各機関代表」を召集して、1920年4月2日と3日に開かれた。この会議について注目すべき第一の点は、商工業界では絹織業の側の主導で展開していることである。実業庁の会議に参加する代表の召集のし方からもそれはわかるし、また会議の第2日が杭州の觀成堂で開かれたこともそれを物語っている。

注目すべき第二の点は、会議で議決された内容である。議決の行・灶規制問題の展開過程における位置については後に示すとして、ここではとりあえずその内容を紹介しておこう。江蘇、浙江両省の絹織業側代表、浙江省の蚕業機関代表、実業庁が派遣してきた官側代表、それに杭州総商會會長もくわわって進められた討議の結果、4項目の議決がなされた。第1の項目では、浙江省のうちの杭州、嘉興、湖州、紹興の各府下、江蘇省の江寧、蘇州、常州、鎮江、松江の各府下の地域はいづれも「糸区」と定め、永久に行・灶の増設を認めないことを決めている。第2、第3項目では、両省の官庁が各県に命じて養蚕業の奨励、普及にあたらせることを規定している。さらに第4項目では、座繰糸生産の改良に関連することと考えられるのだが、江蘇省の無錫と浙江省の嵊県に「改良繰糸廠」を開設することをあげている⁶⁶。行・灶規制問題に直接かかわることについていえば、江蘇、浙江両省のこれまでの主要な産繭地では、繭行や繭灶の現状以上の増設を認めないことを、この議決は意図している。

省議会の繭行開設規制の廃止決議に反対論が強かったために、浙江省政府はとりあえず2年間の繭帖増発停止を決定したが、省政府の決定は期限

の点で限定的であっただけでなく、規制の廃止に賛成の声が強かった長興、嵊県、新昌の3県からは適用の除外をもとめる声が出ていた。しかしその後の絹織業側の代表等との会合での議決は、期間面での制限を除去しただけでなく、各県ごとの実状の差違による行・灶規制の適用除外も認めなくなった。

江蘇省でも1920年の終わり頃から、行・灶規制問題が省議会で議論されるようになった。この問題をめぐって議員の間からいろいろな議案が提案されたようである。たとえば屠宜厚らは「糸区」内で活動する違法な繭行の排除を提案し、胡允恭らは丹陽県の絹織物生産をまもるために江寧等6県と同様に同県を「特別糸区」に定めるよう提案した。他方、黄次山らは「条例」を修正し繭灶の設置を自由化するよう提案し、宜興の徐治、金壇の王鼎らは「条例」を根本から取消し、「糸区」、「繭区」の別なく一律に行・灶の設置を自由化する議案を提出した⁶⁸。前二者の提案が行・灶規制の維持・強化をもとめる立場にたっているのに対して、後二者は「条例」の修正あるいは廃止をもとめている。行・灶の規制に関するこうした二つの立場からの提案がなされているなかで、江蘇省議会在「条例」を廃止し行・灶の規制を解除する議決をしたことを発端に、絹織業職工の議員襲撃といった事態の出現も含む紛争が生じた。

1920年末から21年にかけての行・灶規制問題をめぐる動きの一つの特徴は、15年の「条例」制定がほとんど関連業界の団体と省政府のみによってすすめられたのに対して、省議会や関連業界の団体以外に一般の民間人からの要求も出されたことである。江蘇省議会は「条例」の廃止を議決したものの、連合会や中華国貨維持会等の絹織業側の団体からは強い反対があり、省長は省議会に再議を命じた。省議会の「条例」廃止決議には、常州の「公民」呉培徳ら10人が支持の電報を打っていたが、彼らは蚕糸業が外国貿易や国家の経済に重要な位置をしめているという一般的な理由のほか、農民の生活面から「少数の商人」による利益の独占を許してはならないことをあげていた⁶⁹。また宜興県の農会も、省議会に繭行開設の自由化

を要請した⁶⁸。こうした省議会の議決を支持する声がある一方で、連合会や中華国貨維持会はもとより、各地の絹織物商の団体も反対の声をあげた。

このように「条例」の廃止をめぐる賛否両論があるなかで、20年12月2日に南京の絹織業の職工達が省議会に突入し廃止に賛成の立場をとる議員を殴打する事件がおきた。このため省議会はしばらく休会して事態の鎮静を待った後、再議の命令をうけた「条例」廃止議案を特別審査会での審査にかけた。審査会では、絹織業の側からとくに異論のあった江寧、呉江、丹陽、呉県の4県については、それぞれの農会や商会の独自の決定と官庁の許可にまかせる以外、他の各県ではいづれも行・灶を規制しないと結論し、省議会でも一部に反対意見はあったもののこの結論を可決した⁶⁹。

こうしてまた行・灶規制をめぐる賛否両論が激しく対立することになるわけだが、両論がそれぞれの理由としてあげたのはいかなる点だったのであろうか。省議会議員で行・灶規制の解除の立場に立っていた徐瀛は、次の3点の理由で省議会は可決したと述べている。第一は、「繭区」の繭行開設を自由化することについてであるが、繭行の開設数の増加と養蚕業の発達には相関関係があり、繭行の開設数が増加すればするほど、養蚕業が発達するとしている点である。第二に繭灶の設置を自由化することに関してであるが、これによって農民は生繭を売り急ぐ必要がなくなり、市況の動きを見て販売でき、他方、繭行の側は営業期間の長期化と乾繭、生繭相方の買付けにせまられ、それだけ財力のあるものでなければ開設が困難になり、投機的繭行開設者が少なくなる点をあげ、これは絹織業側にとっても利点があるとしている。第二の点は、繭行主と利用者を区別しない叙述になっているが、繭灶設置の自由化が繭行の性格に変化を生じさせることは事実である。第三は、「糸区」の行・灶規制解除についてであるが、浙江省の絹織業の改良がすすみ、鉄製織機の設置、器械糸の原料糸としての採用、輸入絹織物の模造品生産の増加がみられる点をあげている⁷⁰。第三の点については、農民の営業の自由権という観点からも、別の資料では述べられている。すなわち「糸区」の農民への生糸での販売の強制が糸商の安

値での買付けを可能にしており、その結果として蚕糸業の発達が阻害されているとして、農民が繭で売るか生糸で売るかは営業の自由にまかせるべきで、買付け価格を引き上げさえすれば農民は喜んで生糸として売るのであろうと、「条例」の廃止に賛成した議員たちは述べていた⁸⁴。

他方、行・灶規制の解除に反対する絹織業側があげていた理由は、根本的には繭行の増設が農民の繭での販売を促し、座繰糸の供給不足が絹織業の衰退をまねくという点にあった。くわえて第一次大戦直後の器械製糸業の実状をふまえて、反対の理由を補強していた。第一に、器械糸の売れ行き不振で多量の滞貨が生じており、製糸工場の多くは操業を中止し救済金を要請している現状を指摘し、繭行の過多の弊害と開設規制の必要性の根拠としていた⁸⁵。たしかに1920年の新繭年度は日本糸の暴落の影響を受けて始まり、海外からの注文はほとんどとだえ、江浙地方の製糸工場で旧年末まで操業を継続し得たのは3分の1に過ぎなかったといわれている⁸⁶。省議会で「条例」の廃止問題が議論され始めたころにも、上海では64の製糸工場のうち40以上が操業を中止しており、糸繭総公所は製糸工場の救済問題におわれていた⁸⁷。第二には、繭質の劣化傾向を繭行の増設と関連づけていた⁸⁸。こうした理由をあげて省議会の議決に反対しながら、絹織業側は20年4月の杭州での会議の4項目の決定の実施を主張した。

1915年には「条例」の原案を作成するなど、行・灶規制問題の解決にあたって指導権を掌握した糸繭総公所の今回の動きはにぶかった。その原因はいうまでもなく器械製糸業の不振にあり、製糸工場の救済に手をとられ行・灶規制問題に機敏に対応する余裕がなかったものと考えられる。この問題に対する糸繭総公所の明確な意思の表明は、20年の12月中旬になってからなされており、総・協理の沈聯芳と黄摺臣は省議会の議決が関連業界への相談なしに行われたことを非難し、農商部が係員を派遣し業界の意見を聴取して「永遠章程」を制定することをもとめた。糸繭総公所の基本姿勢は既存の産繭地での繭行の増設を禁止し、新たな産繭地を開拓しそこでも繭行の制限的開設を認めようというものであった⁸⁹。この糸繭総公所の

基本姿勢は、絹織業側が実施を要求していた杭州での会議の決定に近似している。

1919年から21年にかけて浙江・江蘇両省議会の議決をめぐって社会の注目を集めた行・灶規制問題は、農商部令第500号「江浙両省整頓蚕桑糸綢辦法⁸⁹⁾」の施行でひとまず解決をみた。農商部の手による解決という点では、糸繭総公所の提案に効力があつたかのような点ではあるが、「辦法」の内容は20年4月の杭州での会議の決定とほぼ同じであった。「辦法」の第1条は、浙江省の杭州、嘉興、湖州、紹興、江蘇省の蘇州、常州、鎮江、松江、江寧の各府内の行・灶の増設を禁止している⁹⁰⁾。第2条から4条までは養蚕業の奨励・普及に関するもので、たとえば第4条では連合会による改良蚕種製造所の開設と農民への蚕種の配給といった事業の推進があげられている。杭州での会議の決定は4項目からなっていたが、「辦法」は6条で構成されている。養蚕業の奨励に関する条項が一つふえているほか、第6条では江蘇、浙江両省の絹織業に関する推進事業は、連合会で方法を定め官庁に申請して実施に移すことが述べられている。

制定過程および内容から考えて、実業界では連合会を中心とする絹織業側の主導の下に、彼らの要求にそくかたちで「辦法」は制定されたといえるが、既存の産繭地での繭行の増加を抑え、他の地域に養蚕業を普及・拡大していこうとする第1条から4条までの内容は、糸繭総公所の基本姿勢にも適合していた。1915年の「条例」と制定過程に違いはあるものの、繭行主たちが「辦法」を自らの利益につながるものと考え、擁護する立場をとりつづけていたことは、次の事実から明白である。1928年に南京国民政府は、「条例」や「辦法」が規定していた行・灶規制の廃止を決定したが、「江蘇全省繭行主」はそれが自らに不利になるとして、くりかえし政府に実施の猶予を請願しているのである⁹¹⁾。

原料座繰糸生産の維持、利用料の低下防止という点で繭行の開設制限について、また糸や繭の短期に集中した販売が取引の統制を容易にする点で繭灶の制限について、絹織業側と繭行主の利害は一致した。「辦法」制定

時にはたした糸繭総公所と連合会の役割は異なるとはいえ、こうした利害の一致が両団体とともに省議会の行・灶規制の解除決議の反対にまわらせたのである。「辦法」の制定によって、江蘇省では5年間という期限つきで15年から始められた行・灶規制は無期限化され、浙江省では繭販売地として養蚕業を發展させたいとする紹興府下諸県のような声はおしつぶされてしまった。

行・灶の規制は、当然繭の出回り量を抑えることになる。とくにもともと繭行数の少なかった浙江省のほうが影響が大きき、このことが江蘇、浙江両省の繭出回り量の相違を生み出す一因になったと考えられる。器械製糸業との関連で原料繭供給問題の解決を、「条例」や「辦法」は新しい養蚕地の開拓にもとめていた。「条例」制定の時点から糸繭総公所が意図していたように、既存の主要産繭地で行・灶の規制をしても、新しい養蚕地が開拓できれば原料繭の不足が生じることはなかろう。しかし生産量および繭質の両面において成果をあげられるような、新しい養蚕地の開拓は容易なことではなかったろう。しかも「辦法」が行・灶規制をした区域は広く、新しい養蚕地の開拓といっても、江蘇省では長江以北か、浙江省では錢塘江以南の海岸よりもとめざるを得ず、さもないと両省外にまで手を広げねばならない。こうなると既存の産繭地の製糸工場はその立地条件を充分にいかすことができなくなるし、上海の製糸工場は立地を変えない限り、原料産地との間の距離は一層とおくになってしまうことになる。

2 「辦法」への反対の言論

1928年に南京国民政府が行・灶の規制を解除するまで、21年に制定された「辦法」は効力を持ちつづけた。「糸繭団体は行・灶開放の要求が発生するたびに〈農商〉部の規則に違反することをいうが、部の規則とはこの辦法を指しているのである²⁴⁾」(〈 〉内は筆者が補った)といわれるように、21年以後、「辦法」は繭行の開設や繭灶の設置の自由化要求を抑える連合会や糸繭総公所の最大の拠りどころとなった。

「辦法」制定後も、江蘇省議會議員のなかにはその有効性を否定し、省議会の議決の実行をもとめるものがないではなかった。議員の徐瀛らは省議会法に基づく議決を農商部500号令は取消したのか否か、また取消す権限があるのか否かといった点に疑問を発しながら、「辦法」の内容については、第1条での行・灶の規制と第2条での蚕糸業の奨励・普及が矛盾している点を批判している。その根拠として、彼らは1915年の「条例」で繭行の特別制限地域とされた6県のうち、厳格に繭行が少数のままに制限された江寧等の県では蚕糸業が発達せず、少しでも繭行が増加した呉県や呉江等では発達がみられたことをあげている。これが事実か否かはともかくとして、彼らは繭行数を制限し農民による繭の乾燥と乾繭の販売を認めない状態では、養蚕業の発達はあり得ないと考えていた⁶⁰。

このように「辦法」制定後も、その内容を批判し、省議会の議決を修正あるいは実施留保期間を延長するなどして、なお実現しようとする議員たちもいた。しかしやがて省議会からの行・灶規制問題についての発言は聞かれなくなり、1920年代中頃になってこの問題が再び江蘇、浙江両省でもち出された時、行・灶規制の解除をもとめる動きは、経済関係の雑誌上に言論として、また産繭地の一般の人の省政府への請願あるいは県議会の議決という形態で展開していった。

そこでここでは、経済関係の雑誌上における行・灶規制への反対論についてとりあげることにする。私の知る限り、経済関係の雑誌上に反対論があらわれ始めるのは20年代中頃以降のことである。行・灶規制に対して、最も激しく批判したのは『銀行週報』の第9巻50号（1925年）に掲載された「剷除江浙限制繭行繭灶法令之必要」という論文である。

この論文の内容の大きな特徴は、行・灶規制の要求が出された理由として、繭行主や繭行利用者の利益擁護という点を重視していることにある。本論文によれば、繭行主の利益は「行少貨多」によって、製糸家あるいは余繭商といった繭行利用者のそれは「貨多価廉」によって実現する。繭質を考慮にいれない限りにおいて、後者については当然のこととして理解で

きるが、前者については少し説明をくわえる必要がある。この論文は、「包烘」あるいは「包交」と称される繭行利用形態を想定して議論しているが、「行少」によって繭行主の収入が多くなることは「租灶」の場合も同様であろう。ある産繭地に繭行が少ない場合のほうが、利用料が上昇するからである。だが「租灶」の場合の収入には、繭の買付け量の多少は関係しない。「包烘」や「包交」の場合は買付け請負い量と1担当りの手数料が決められており、請負い量に買付け量が到達しなかった時には、不足分の手数料については乾燥費あるいは運送費等が控除される。逆に請負い量を買付け量が超過した時には、一定の割引はされるものの、超過分についても手数料は支払わねばならない¹⁰⁾。従って買付け量が多くなればなるほど、繭行主の収入総額は増加するのである。

繭行主と利用者にとって都合のよい「行少、貨多、価廉」の状態を維持するためには、行・灶の規制の必要があった。「行少」によって繭行主としては利用料の低下を防ぐことができ、利用者としては競争による繭買付け価格の上昇を防ぐことができるが、「行少」を実現するためには、いうまでもなく繭行の開設制限が必要であった。ここからわかるように「価廉」は「行少」とつながっており、余繭商にとってはより大きい乾繭販売利益が期待でき、製糸家にとっては生糸の生産コストの低下が期待できる「価廉」の実現のためにも繭行の開設制限が必要であった。「貨多」を実現するためには、養蚕農民が繭を長期に所持することなく販売するように促せばよい。そのためには養蚕農民に乾燥設備を所有させねばよいわけで、商品としての価値のある短期間に集中して繭が出回ればそれだけ価格も低下し、「価廉」も実現することになる。

このように、この論文は行・灶規制の理由を繭行主、余繭商、製糸家の利益の擁護に重点をおいて論じ、また行・灶規制の解除要求が出されるたびに「繭商が組織するところの常設機関」、すなわち繭業公所や糸繭総公所が常に反対にのり出したことを強調している。実際には行・灶の規制は絹織業関係の団体も強く要求しており、規制解除の動きにも反対運動を展

開していた。とくに「辦法」の制定に関しては、連合会を中心とする絹織業側の動きが目立った。しかし器械製糸業について研究する側からみると、各地の繭業公所や糸繭総公所が規制の解除に反対する立場を示し、製糸家がそれとは異なった独自の行動を示さなかったことに興味をもつ。この論文は繭行主について、「必ず当地の有力者か、そうでなければ有力者と結託している」と述べているが、「辦法」制定の時期まで、上海を中心とする多くの製糸家は、産繭地の有力者—郷紳に依存して原料繭を買い付けるという形態からぬけ出せないでいたわけである。

この論文は、行・灶規制が養蚕農民に及ぼした影響についても言及している。乾燥設備の設置が自由に行えないために、養蚕農民は自ら繰糸するのであれば、すぐに生繭のまま売却しなければならないが、繭行側はこの点を利用して最初は高値で繭の持ち込みを誘い、頃合をみて買値を急落させたり「満包」と称して買付けを中止したりする。そして「農民をして売れば原価をわり、売らなければすぐに発蛾してしまい、なんとか繰糸しようとしてもすでに手遅れであるという状態にいたらしめ、その結果、ただ堪え忍んで繭行の食い物にされるのを坐視するのみとなる」と、行・灶規制が繭行側の繭価操作に大きな効果をあげたと、この論文はみなしている。「条例」や「辦法」の施行が、繭取引における繭行側の農民抑圧に効果をあげたことは他の雑誌上の論文も認めており、繭価の抑制と利益の独占をもたらしたことを指摘している⁸⁹。

ほとんどが春繭のみを収穫する江浙地方の養蚕農民は、乾燥設備が設置できないことによってはもとより、繭行の開設が制限されていることによっても、繭価の変動をみた売却が困難になった⁹⁰。「辦法」は、その施行以前に繭行の開設数が少なかった浙江省の繭販売農民に、とりわけ不利益をもたらしていることに注目した「浙省桑蚕繭糸綢近況調査録」(『中外経済周刊』167号 1926年)は、繭行数の制限のために「繭の早熟なものは、各行はなお通常の価格で買い付ける。しかしもし市への持ち込みがやや遅れると、各行はすでに多量に買い付けているために価格を引下げないもの

はないが、農民は発蛾に迫られているために、安値でも売却せざるを得ない」と述べている。行・灶規制は、養蚕農民の繭の早期売却という傾向を促すことになろう。

すでに言及した「剷除江浙限制繭行繭灶法令之必要」は、余繭商や製糸家などの繭行利用者が繭行主と同様に行・灶規制を指向した理由を、「貨多価廉」の追求においた。だが乾繭の販売にのみ従事する余繭商はともかく、製糸工場の経営者にとって行・灶規制は真の利益につながるのだろうか。この論文は、20年代にはいって顕著になった江浙地方の繭質の劣化を、行・灶規制と関連づけて論じている。すなわち繭質劣化の原因を専ら養蚕農民の知識の低さや保守性にもとめる見解を批判し、「これまで省・部が公布してきた両省の繭行・繭灶を制限する法令こそが、実に致命傷である」と述べ、「条例」や「辦法」の施行を繭質の劣化をもたらした原因として重視している。もちろん、繭の品質を直接に規定する条件は蚕種の品質や養蚕法であることはいうまでもないが、この論文が批判しているのは、養蚕農民の繭質向上への意欲を減退させてしまうような繭取引のあり方である。

当時、繭質劣化の直接の原因と見なされていたのは養蚕法の不良なことであり、桑葉の供給が不十分なままに蚕を上蔭させたり、成育の不十分なままに繭を売却しようとする農民の姿勢が非難されていた。養蚕農民がこのような行為をとる理由は、桑葉価格の変動の激しさ等いくつかあったが、繭取引の面では農民の売り急ぎが関係しており、売り急ぎは行・灶規制によって促進された。すでにとりあげた論文が言及していたように、養蚕農民は開市後のはやいうちに繭を売却してしまわねば、繭行に値をたたかれるおそれがあり、大部分の地方の農民はそれに抵抗できる手段をもっていなかった。

他方、繭行側の劣質繭持ち込みへの防止策も充分ではなかった。もともとごく短期の間に集中して持ち込まれる繭の品質を厳密に検査することは困難であったが、「条例」以後の繭行開設規制はこの困難を一層ひどくし

た。1923年度に顕著なかたちであらわれたように、繭質の劣化は製糸工場の収益の面に大きな影響を及ぼした。24年以降、繭質劣化の問題には蚕糸業関係の団体や経済関係の雑誌が大きな関心をはらうようになるが、永泰糸廠の経営者である徐錦榮もこの問題に関する警告を、新聞紙上の広告欄に掲載していた。徐錦榮は「農民に不正な心がある」点よりも、むしろ「繭購入者自らが咎を招いている」ことを重視しているが、それは「分荘」を廃止した後、繭行が秤を多く設置するようになったため、「秤手」は繭質の優劣を識別できず、監督者も十分に任務を果せないでいる状態をさしている⁶⁹。

もともと繭行は、養蚕農民からの繭の買付けを確実にするために、繭灶を設置した本行だけでなく、生繭の買付けのみにあたる「分荘」を設けてきた。ところが「分荘」の設置が拡大するにつれて、繭行の同業団体である繭業公所に所属することなく生繭の売買にあたる、「小仲買人」が出現するようになった。15年の「条例」制定においてこの「小仲買人」を繭取引から排除するために、繭行自身も「分荘」の設置を禁止するようになった⁶⁹。「分荘」の設置禁止にともなって乾燥設備をもっている繭行でなければ繭の買付けに従事できなくなったが、このことは「条例」の他の規定とともに「少数の資金豊富な繭行が、市場を思いのままにできる」ようにした⁶⁹。だが「分荘」の設置を禁止すると、それまでそこで扱っていた買付け分が本行に集中することになるわけで、それだけ買付けのための秤も多数必要になり、品質検査も一層困難になっていったのである。

繭質の劣化は製品の品質だけでなく、生産費にも影響する。1927年度の繭価は、これまでに経験したことのないほどの安さであった。このために生産量は多かったが農民は利益をあげることができず、収穫の遅かった農民の場合には買いたたかれて損失さえ生じた。ところが製糸工場では安い原料繭が入手できたにもかかわらず、利益はあまりあがらなかった。とくに上海の製糸工場で顕著であり、政府に救済の要請さえなされた⁶⁹。製糸工場の収益にはもちろん糸価の変動が大きく作用するが、近代にはいって

稀にみる豊作で繭価が安かったにもかかわらず、利益をあげ得なかったばかりか救済さえ要請しなければならない状態が生じたことは、原料繭の単価は安くとも繭質の劣化が繰折を増大させたり、選繭工や削繭工の増加を必要にするなどして、生産費の増加をもたらしていたことを示唆している。

3 行・灶規制反対の運動

経済関係の雑誌上で行・灶規制に批判的な言論が展開されている頃には、いくつかの産繭地で規制の解除をもとめる運動も始まっていた。繭行開設制限の解除、繭灶の設置自由化、養蚕農民の乾繭販売認可など、産繭地の実状を反映して各地の運動は要求の重点のおき方を異にしていたが、全体として行・灶規制を困難にし既存の繭行制度の動揺をもたらすことになった。

江蘇省議会議員の徐瀛らは、「糸区」の行・灶規制を解除する理由として、浙江省の絹織業の改良の進展をあげていた。実際に1926年には、浙江省政府は「新式機織業」の需要に応じるためにも、器械製糸工場や足踏製糸工場の創設を奨励し、一定以上の設備と生産量を有する工場に限って繭灶の設置を認めるようになった⁸⁹。輸出の減退だけでなく、国内絹織業の使用原糸の変化という面からも、浙江省の製糸業の改良の必要性が指摘され始め、その一環として繭灶設置の自由化の要求が出されるようになった。たとえば1925年の呉興県議会における、「公共烘繭灶」設置の議決がそうである⁹⁰。

浙江省でもこうした行・灶規制の解除要求をめぐって、20年代中頃に紛争が生じたが⁹¹、より強力な行・灶規制の反対運動が展開したのは、相対的に繭販売が普及していた江蘇省のほうであった。そこで以下において、江蘇省内でも繭行数が少ないままに規制を実施された県（金壇・溧陽）と、すでに多数の繭行が開設された後に規制が実施された県（無錫）にわけて、行・灶規制反対運動の展開について考察することにした。

(1) 金壇・溧陽

行・灶規制に対して最も激しい反対運動が展開したのは、江蘇省の金壇県と溧陽県であった。1925年金壇県の県議会や商会、農会からの要請をうけた江蘇省実業庁は、金壇県の養蚕農民が自ら繭灶を設置して繭の乾燥にあたることを許可した。とくにこの年にこのような要請がなされたのは、5・30事件の影響による繭買付けの不活発、それによる発蛾そして農民の損失という事態の出現をおそれたためだったようであるが、根底には「条例」、「辦法」とつづく行・灶規制問題があった。そうであるが故に、行・灶規制解除の要求は翌年にもつづいた。25年から26年にかけての動きの「辦法」制定時のそれとの違いは、行・灶規制の解除をもとめる声が省議会の外に大きく広がった点である。この時には、「繭区各地の省議會議員は大半が繭行主で豪商と結託しており、己のために計画し方法を講じて制限しながら利益を独占せんことを思っているが、これに過ぎる不平等はないことを知るべきである」と⁶⁴、むしろ省議會議員は現存の繭取引のあり方を維持しようとするものとして非難されている。

このように省議會議員を非難した金壇県の孫俊、程鏡文、章洪揖らは、繭行数の制限によって繭価が抑制されている状態の下で、農民には発蛾を防止する手段がないため結局は安値でも売却せざるを得ないという理由をあげて、反対の力が強いなかで省政府が繭灶設置の許可をまもるようにもとめている⁶⁵。このような請願をした孫俊らの社会的な地位は不明だが、彼らは「金壇全県蚕戸協会」の結成を推進しており⁶⁶、文字通りに理解すれば養蚕農民の組合をつくって繭灶設置の実現をはかろうとしているのである。

ところで次に述べるように、養蚕農民の繭灶設置許可については、繭業公所や連合会が強く反対した。反対論のなかにおいてこれらの団体は、金壇県での認可が他県にも波及するであろうことを危惧していたが、この危惧は現実のものとなった。金壇県での繭灶設置認可をうけて、上海在住の金壇、丹陽、溧陽三県の出身者である張権、張溪・江沅、張国棟・呂潤霖

らは、すでに許可をうけた県はもとより、それ以外の県についても同じように乾燥設備の設置を認めるよう省政府に要請している⁶⁴。また少し時期はおくれるが、丹徒県の県議会議員も繭灶の設置許可をもとめている⁶⁵。

なかでも溧陽については、上海の溧陽出身者が行・灶規制の解除の実現を省政府に請願したり、出身県の「公団」に働きかけるなど活発な動きをみせていた。溧陽県出身の姜邦俊、王邦榮は省政府への請願のなかで、溧陽の繭行数が無錫のほぼ10分の1に制限され、繭価が抑制されるどころか産繭の買い残しさえ生じている状態を説明し、「土灶」の設置認可だけでなく農民救済のための根本的解決策として「辦法」の廃止をもとめた⁶⁶。同じことは溧陽県の「公団」宛書函でも述べており⁶⁷、金壇県での繭灶設置認可問題が周辺諸県に波及するなかで、「辦法」そのものの廃止も主張されるようになったのである。

ところで金壇、溧陽の二県について、繭行への攻撃が最も激しかったといわれるが⁶⁸、「旅滬溧陽公民」の出身県「公団」にあてた書函はその原因を示唆しているように思える。繭行の利用料についてみると無錫のほうが溧陽よりも1当たり5、6元も安いと、それにもかかわらず製糸家や余繭商が溧陽の繭行を利用する理由について、少数の繭行で繭価を抑制し無錫繭より品質の良い溧陽繭を無錫繭とかわらない値段で買い付けることができるためだと、書函は述べている⁶⁹。すなわち溧陽の養蚕農民は、「条例」や「辦法」制定以前にすでに多数の繭行が開設されていた無錫と異なって、繭行の開設数が少数のままに規制されており、それだけ生産繭が価値どおりに販売できない程度がひどかったわけである。

金壇、溧陽両県を中心に繭灶設置の自由化、さらには「辦法」の廃止をもとめる運動がすすむなかで、これに反対する勢力ももちろん活動していた。まず金壇、溧陽両県の繭行が所属する宜溧金繭業公所は、「土灶」とはいつでも実際には繭行の乾燥設備とかわりはなく、従って「辦法」に違反することなどを理由に、糸繭総公所に共同で対策を協議することを申し入れた⁷⁰。この通知をうけた糸繭総公所は、宜溧金繭業公所があげたと同

じような理由を示し、各地の繭業公所が「土灶」設置の認可に反対するよう電報をうった⁶⁴。この糸繭総公所からの指示をうけて、江泰高宝繭業公所、松江金山繭業公所、靖江繭業公所、洞庭西山繭業公所などが反対の意思を表明した。

ところで今回の行・灶規制問題に関して、規制の解除をもとめる側から省議会議員を非難する声があったことに先に言及したが、それにはそれなりの理由があった。今回、省議会議員としてこの問題にかかわっていた人物として陳人厚がいるが、彼は宜溧金繭業公所の総董であり、当然、繭灶設置の認可に反対の立場をとっていたのである。

糸繭総公所や宜溧金繭業公所をはじめとする各地の繭業公所が反対しただけでなく、連合会も行・灶規制の緩和に反対した⁶⁵。繭業公所や連合会は、「辦法」を維持したいという点で立場を共通にしていたわけである。

洞庭西山繭業公所は「土灶」の設置に反対する理由の一つとして、次の点をあげていた。

もし養蚕農家が自分で乾燥すれば、乾燥の度合は不均一で優劣は区分し難く、製糸工場の用に適さない。あるいは農家が相場の上昇を待って売らず、買付けを開始しても繭が多くなければ、客商の足は遠のき、繭行業はいきおい必ず漸滅してしまう。もし貧農が専ら開市後の繭販売によって桑葉費を返済しようとしても、それもしばらく適わない。これはとりわけ人民、農民に不都合な弊害である⁶⁶。

江蘇実業庁長の徐蘭墅は「土灶」設置の反対論者たちに対して、「土灶」の設置は農民に自分の繭の乾燥を許すのみで、他人の繭の乾燥や乾繭の販売といった繭行に類似した行為を認めるものではないことを説明したにもかかわらず⁶⁷、繭行主たちが反対したのは、この洞庭西山繭業公所のあげ理由からわかるように、繭の短期に集中した出回りがなければ「包烘」や「包交」のような契約は不可能になりかねず、繭行が存在することの意味そのものが稀薄になるためである。

行・灶規制問題の解決は26年にもちこされ、その間に蚕糸業や繭取引の

実状についての調査が行われたようである。26年の春繭出回り期をひかえての、江蘇省政府のこの問題に対する態度は明確さを欠いていた。江蘇省政府の一つの解決案は、個々の農民にではなく「公共繭灶」というかたちで乾燥設備の設置を認めようというものであり、「辦法」が無錫と溧陽に限定して認めていた内容と同じで、金壇、溧陽、丹陽の3県を認可の対象にしている⁶⁹。もう一つの案は前年の溧陽の農会と商会の提案に似ているが⁶⁹、金壇、溧陽、丹陽、宜興の4県について現存の繭行数の2割前後を増設しようというものである。省政府の態度の不明確さは、この二案のいづれを実施するのかがはっきりしなかったことにある⁶⁹。

溧陽での26年の春繭買付け開始にあたって、乾燥設備の設置をめぐる繭行側が法令の未公布などを理由に非難し混乱が生じたのも、省政府の態度の不明確さに一因があったろう。省政府にこの事態の救済をもとめた上海の溧陽同郷会は、乾燥設備の設置にくわえて座繰製糸の改良や乾繭取引およびそれともなう繭取引の通年化を要望している。このなかで本稿の研究視点との関連で重要なのは、乾繭取引、通年取引の認可要請である。溧陽同郷会は養蚕農民の乾繭販売のために乾繭行開設の許可、あるいは鮮繭行の乾繭買付けの許可をもとめているのであるが、溧陽同郷会のこのような要求の提出は、明らかに次に述べる無錫での乾繭売買の公認の影響を受けていた⁶⁹。さらに少し後の溧陽同郷会の江蘇実業庁への要求は、繭行の2割増設という案を批判し無制限の増設をもとめているが⁶⁹、溧陽同郷会の要求は「辦法」等で規定された行・灶規制の廃止を意味するだけでなく、繭行制度そのものの変容につながる。

(2) 無錫

繭行制度の下における繭取引の統制がとりわけ弛緩していたのは、江浙地方で最も多数の繭行が開設されていた無錫県である。第一次大戦期を画期に器械製糸業が急速に発展した無錫では、他県と異なって取引統制の弛緩には製糸家の動向も関係していたようである。

1924年度の春繭買付け開始を前に、糸繭総公所は繭質劣化の防止とからめて、「争先開秤」、「濫放繭価」、「多掛小秤」の取締りについて協議している⁹⁰。第3の点は「分荘」の廃止にともなう本行の無理な買付け状態に関する問題であるが、第1、第2の点については無錫の製糸家と、繭行主および上海の製糸家との対抗という問題が関係していた。

繭の買付け開始日についてはともかく、買付け価格の上限については、これまでも繭行間において必ずしも厳格にはまもられてこなかったが、20年代中頃には、買付けの開始日と価格両方の統制を乱す要因として、無錫の製糸家の購繭活動が作用するようになっていた。1923年の春繭の買付け開始のために、上海の製糸家は無錫で150から160の繭行との契約をおえ、また買付けの開始日や価格の協定ができていた。ところが天候の関係で繭の出来が早かったこともあり、すでに原料繭が在庫をついていた無錫の製糸家のなかには、協定された買付け開始日より前にしかも高価格で買付けを始め、農民もこれに応じているというニュースが無錫繭業公所から糸繭総公所につたえられた⁹¹。

協定を無視した無錫製糸家の繭買付け開始は1923年に特殊な出来事であったのか、それとも第一次大戦後の無錫の器械製糸業の発展と関連しているのかといった点について直接に判断できる材料はないが、繭業公所や糸繭総公所からすれば、繭取引の統制というその基本的な役割の否定につながりかねないだけに、こうした行為は当然非難の対象となった。また既存の繭行制度の下で原料繭を買い付けている上海の製糸家も、「みな無錫に電報を打ったり手紙を送ったりして詰問した」のである⁹²。無錫の製糸家からすれば、工場は増加しているにもかかわらず繭行の増設は禁止され、しかも既存の繭行の70%程度を上海側におさえられている状態では、産繭地の工場としての利点を発揮しようがない。23年の出来事は天候によって促進された面もあったろうが、根本的にはこのような問題があったことを認識すべきであろう。

「条例」制定以前にすでに多数の繭行が開設され繭取引が最も普及して

いた無錫では、行・灶規制への反対の動きの様相もこれまでの諸県とは異なっていた。

「辦法」は第5条において、無錫と嵯県に限定して農村に「公共烘繭場」を設置することを認めていた。20年の杭州の会議での決定と異なっており、「辦法」が「公共烘繭場」の設置を認めた理由ははっきりとはわからないが、両県は江蘇、浙江両省のなかでそれぞれ最も多数の繭行がすでに開設されており、絹織業の側からすれば両県の繭販売地から座繰糸販売地への転換を期待することはもはや不可能であったことが、一つの理由と考えられる。事実、たとえば無錫では、1920年代中頃になって繭価の低落に苦しむ農民が「旧式の木製繰糸具」をとり出して繰糸してみたものの、売り物になる生糸はほとんど生産できなかった⁶⁹。もう一つの理由は、無錫では農民による繭の乾燥が事実上すでにすすんでいたことであろう。とくに富裕な農民は、繭行に繭の乾燥のみを依頼する「臨烘」の方法を利用していた⁶⁹。

「辦法」作成者の意図を推測すれば、このような県に限定して「公共烘繭場」の設置を認め、行・灶規制は商人の農民への抑圧につながるものであるという省議会議等の批判を緩和しようとしたのかもしれない。もっともこの第5条が実行にうつされた形跡はみあたらない。26年の春繭出回り期に開化郷の「公民」王紹堂らは、農民が繭灶を設置できるよう規制を解除することを請願し⁶⁹、翌年になって無錫の農民協会籌備処によってもこの問題はとりあげられている。だが「臨烘」の方法にしる繭灶の設置にしる、農民の乾繭販売は公式には認められていなかったから、それだけでは農民が繭販売を有利にすすめるのに不十分であった。無錫での既存の繭取引のあり方への反対の動きの焦点は、乾繭販売の認可にあった。

繭灶設置の自由化をもとめる無錫県民の請願がなされた頃には、乾繭の正規の販売ルートの実現も問題になり始めていた。農民が「臨烘」という方法で乾燥した繭についても、事実上は非公式に既存の繭行（鮮繭行）が買い付けていたのであるが⁶⁹、この乾繭の買付けを乾繭行の設置によって

正規のものにしようとする動きが始まったのである。

繭灶の設置要求のあった1926年の春繭出回り期に、繭商の蔣哲卿は省政府に対して乾繭行の開設認可を申請し6枚の乾繭行帖の発行をもとめた。乾繭行帖の発行申請は蔣哲卿だけでなく、つづいて懷上市の総董顧寶珏や繭業公所董事の華日曾によってもなされた⁶⁹。

養蚕農民が自ら繭を乾燥し乾繭として販売する場合、繭価を操作されないことなどの農民にとっての利点は、繭灶規制問題の論議のなかでも指摘されていた。くわえて製糸家の側にも利点があることが、第一次大戦直後から指摘されていた。すなわち生繭の買付けと異なって一時に多額の購繭資金の準備を必要としないこと、多量の繭を所持していることによる糸価下落の場合の危険が回避できることなどが、利点としてあげられていた⁷⁰。

だが無錫における乾繭行帖発行の申請には、二つの方面からの反対があった。一つは商会の会董で繭業公所の董事でもあった薛南溟を含む製糸家や余繭商であり、農民の乾繭販売はこれまで取締りの対象とされてきたことを理由に反対した⁷¹。無錫では繭業公所の董事のなかにも乾繭行帖の発行を申請するものがいたから、製糸家や繭業公所所属員の誰もが繭行制度の改変に反対していたわけではないだろうが、反対論が優勢だったことにまちがいはなく、糸繭総公所も反対の意思を表明していた⁷²。

もう一つの反対論は、無錫駐滬労工会から表明された。同会は反対の目的を「養蚕農民の生活をまもる」ことにおいているが、同会によれば養蚕農民の手による繭の乾燥は民国初年の省議会で議決で承認されており、乾繭行帖の数を限定して発行すれば、申請した商人らによる乾繭買付けの独占が生じるというのである⁷³。民国初年の省議会の議決といわれるものが事実かどうかかわからないが、農民に乾繭の販売を認めても、乾繭行帖の枚数を少数に制限して発行したのでは、独占的買付けという状態が生じる可能性は大いにあった。

この点は、この問題について討議した江蘇省実業庁主催の会議でも検討

されていた。この会議の様子からすると養蚕農民による繭の乾燥はすでに認める方向にあったようだが、それを前提に乾繭行の設置の必要性を認めたらうで、乾繭行の乾繭買付けの独占を防ぎ、かつ外商が買付けに介入して繭税収入に影響がでることのないような方法として、乾繭の乾繭行への販売を義務づけ行帖数を制限することなく開設を認めることが提案された⁹³。

ところがこのような提案は、27年の春繭買付け開始前まで堅持されなかったようであり、養蚕農民の乾繭販売を認めることにかわりはないが、とくに乾繭行を開設することはせず、すでに行帖を取得している既存の繭行に生繭、乾繭いづれの買付けも認めることを省長が指示し、これまでの繭行—鮮繭行の「鮮」の文字を除去することになった⁹⁴。このような方針の変更には、次のような事情が関係していたのであろう。

良質な繭が生産されるにもかかわらず、繭行の開設数が少ないために買付け価格が低く抑えられてきた金壇や溧陽では、行・灶規制の解除をもとめる運動が展開した。他方、無錫のように「条例」が制定される以前にすでに多数の繭行が開設されていたところでは、農民による乾繭の販売が事実上すすみ、乾繭の公式の販売ルートを設置しようとする動きさえみられるようになった。こうして26年頃には農民の乾繭販売の公認が避け難い状態となった。しかし乾繭行の開設には、6枚の行帖の発行に対してできえ繭業公所や糸繭総公所からの反対があった。こうした事情の下において、省政府は既存の繭行に乾繭の買付けも認めることでこの問題を解決しようとしたのであろう。

おわりに

江浙地方の繭取引には、製糸家と養蚕農民の間に繭行主として産繭地の郷紳が介在していた。産繭地の郷紳たちの繭行開設および同業団体の結成によって、上海の製糸家は日清戦争直後までの時期にみられた原料繭の買付け難をひとまず解決したが、他面では繭行主独自の利害関係によって製

糸家の購繭活動の自主性が損われることになった。行・灶規制の要求は座繰糸の生産を維持したい絹織業の側からも出されていたが、同時に繭行主たちも自らの独自の利害関係にもとづいて出しており、「条例」制定以後、行・灶規制を維持するという点で絹織業側と繭行主の同業団体である繭業公所およびそれを一つの母体とする糸繭総公所の立場は共通していた。

繭行主の側からの行・灶規制の要求は、上海等の製糸家が原料繭の買付けを依存してきた繭行制度を維持することにねらいがあり、製糸家のなかには顕著な反対の動きはみられなかったが、第一次大戦期を画期とする器械糸の輸出市場の変化のきざしや器械製糸業の産繭地における拡大を考えれば、戦後においては行・灶規制が繭の出回り量の増加を抑制したことや、繭質劣化の一因になったことを重視すべきであろう。行・灶規制はもともと繭行数の少なかった浙江省では全域的に繭取引の普及を阻害し、江蘇省でも無錫等の一部の地域以外で同様な結果をもたらしただけでなく、養蚕農民への繭の早期販売の促進は糸量の低下等の繭質の劣化を生じさせたのである。

この行・灶規制に対して最も強い不満が生じたのは、座繰製糸の伝統があまりない新興の産繭地でありながら繭行数が少数におさえられていた地域、すなわち溧陽や金壇といった県においてであった。養蚕農民が繭販売と座繰製糸の選択あるいは「臨烘」といったような繭行の繭価抑制への抵抗の手段をもたず、繭の価値どおりでの販売ができない程度のひどかった地域において、行・灶規制の解除をもとめる運動は最も強くすすめられた。溧陽県等での運動にくわえて、無錫での一部製糸家の動向や乾繭販売公認の動き、また浙江省での器械製糸業の普及や絹織業の改良にからむ行・灶規制の緩和の動き、それに経済関係の雑誌上での行・灶規制への批判的言論は、全体として19世紀末から形成され「条例」や「辦法」によって法的に補強されてきた繭行制度を動揺させることになった。

繭行数制限の緩和、農民による繭の乾燥と乾繭の販売、それにとまなり取引の通年化傾向は、繭行主による繭取引の統制を困難にする要因として

作用するであろう。この繭行制度の動揺を繭行主たちが深刻にうけとめていたことは、次のような当時の新聞記事から推測できる。1927年4月19日付の『民国日報』は、国民革命の進展という概括的な把握においてはあがあるが、これまでのような繭取引の統制と農民の抑圧が困難になることをおそれた繭行主のなかの有力者たちが、上海において本年度の繭買付け方法について協議したとの記事を掲載しているのである。

註

- (1) 江蘇、浙江両省で生産される器械糸と座繰糸の輸出量の比較は、上海から輸出される生糸のうちの白器械糸と白糸をとり出すことによって、ほぼ正確な結果を得ることができよう。白器械糸の輸出量が白糸のそれを超えるのは、1910年代中頃のことである（『国際貿易導報』第1巻2号 1930年）。上原重美の1920年代中頃の調査によれば、座繰製糸にあてられる繭量の割合は浙江省と江蘇省とでは大きく異なっており、前者では80%近くになるのに対して後者では10%以下である（『支那蚕糸業大観』10～11頁）。

なお江浙地方では足踏製糸が広く普及していたが、本稿では叙述の便宜上、非器械製糸という意味で足踏製糸も含めて座繰製糸と称する。

- (2) 『経済に関する支那慣行調査報告書—支那蚕糸業における取引慣行—』 東亜研究所 1944年 34頁。
 (3) D. K. Lieu, *The Silk Industry of China*, Kelly and Walsh, Limited, 1940, p.104.

堀江英一は前掲書において、座繰製糸が長期にわたって持続した要因を、器械製糸業における民族資本の「前期性」と養蚕農民の低廉な家内労働にもとめ、また秦惟人は、繭販売にむかわず座繰製糸を維持しつづけた湖州府下養蚕農民の実状について分析している（『清末湖州の蚕糸業と生糸の輸出』 『中嶋敏先生古稀記念論集』下巻 汲古書院 1981年）。

- (4) 拙稿「江浙地方における繭取引について」 『史学研究』156号。繭行主の社会的性格や製糸家等の繭行利用形態についても、本稿で分析した。
 (5) もともと清朝が農民からの生繭の買付けを繭行のみに許可した理由は、繭商人への統制、市場秩序の維持、外商の購繭活動の規制、繭取引への課税という点にあったといわれている（鈴木智夫「清末無錫における蚕糸業の展開」 『岐阜薬科大学紀要』第36号）。繭行主は同業団体を結成して、このような清朝政府あるいは次の北京政府の意図にそった活動を行いながら、同時に自らの私利私害に対

処してきたのであるが、藪行数の増加や仲間外の商人の藪取引への参加による利益の低下や取引統制の弛緩によって、同業団体の活動への法的な補強の必要性が生じたのである。

- (6) 『時報』 1916年11月1日, 1917年1月11日。
- (7) 「剷除江浙限制藪行藪灶法令之必要」『銀行週報』第9巻50号(1925年)。
- (8) 『時報』 1919年8月1日。
- (9) 『時報』 1919年11月11日。
- (10) 『時報』 1919年7月11日。
- (11) 『時報』 1920年1月26日。
- (12) 『申報』 1920年3月12日。
- (13) 『時報』 1920年3月12日。
- (14) 『申報』 1920年4月4日。
- (15) 『時報』 1920年11月28日。
- (16) 『時報』 1920年12月3日。
- (17) 『時報』 1920年12月15日。
- (18) 『申報』 1921年1月20日。
- (19) 『申報』 1921年6月4日。
- (20) 『時報』 1920年12月5日。
- (21) 『申報』 1920年12月9日, 1921年1月24日。
- (22) 『支那蚕糸業大観』 368頁。
- (23) 『時報』 1920年11月29日。
- (24) 『申報』 1921年1月24日。
- (25) 『時報』 1920年12月17日・19日。
- (26) (7)に同じ。
- (27) 「剷除江浙限制藪行藪灶法令之必要」が掲載している「辦法」の第1条は江蘇省江寧府を含めていないが、当時の新聞報道では江蘇省内における行・灶増設禁止区域として江寧府もあげられており(『申報』 1921年4月23日)、この論文は「辦法」の条文を掲載するにあたって誤って江寧府をおとしたものと考えられる。
- (28) 「蘇屬藪行代表請願無效」『錢業月報』第8巻3号(1928年)
- (29) (7)に同じ。
- (30) 『申報』 1921年6月4日。
- (31) 前掲拙稿。
- (32) 「取締藪行条例取消後對於養戶之影響」『錢業月報』第7巻5号(1927年)。
- (33) 「藪汎期洋論」『銀行週報』第12巻11号(1928年)。
- (34) 『申報』 1924年4月28日。

- (35) 前掲拙稿。
- (36) 「中国製糸業之状況」 『農商公報』第31期(1916年)。
- (37) 「上海糸廠業之調査」 『経済半月刊』第2巻12期(1927年)。
- (38) 「浙省桑蚕繭糸綢近況調査録」 『中外経済周刊』185号(1926年)。
- (39) 『時報』 1925年10月7日。
- (40) 呉興県議会の「公共烘繭灶」設置決議に対しては、「辦法」を根拠に連合会がまず反対の意思を表明した。ついで上海にいる浙江省出身の余繭商たちも、「辦法」をまもる立場から反対にたちあがった。彼らは糸繭総公所に反対を働きかけるだけでなく、自ら杭嘉湖繭業会商処を結成し、省政府などへ呉興県議会の議決の不許可を要請している(『時報』 1925年12月17日・20日)。彼らがこの問題を、江蘇、浙江両省における行・灶規制維持の一環としてとりあげていたであろうことは、江蘇省溧陽県での行・灶規制解除の要求に対しても、「辦法」違反という理由で省政府に反対の意思を表明していることからわかる(『時報』 1926年1月11日)。
- (41) 『時報』 1925年9月14日。
- (42) 同上。
- (43) 『時報』 1925年9月21日。
- (44) 『申報』 1925年10月1日。
- (45) 『時報』 1926年3月6日。
- (46) 『時報』 1925年9月14日。「繭灶」と「土灶」は設備に明確な区別があるわけではなく、江蘇省政府は自分の産繭のみを乾燥し、他人の繭を代って乾燥したり繭の売買に関係したりしないものを「土灶」とみなしていた(『申報』 1925年9月5日)。
- (47) 『時報』 1925年9月21日。
- (48) 「蘇属繭灶問題已解決」 『銀行週報』第10巻13号(1926年)。
- (49) (47)に同じ。
- (50) 『申報』 1925年9月2日。
- (51) 『時報』 1925年9月2日。
- (52) 『申報』 1925年9月20日。
- (53) 『時報』 1925年9月14日。
- (54) 『申報』 1925年9月5日。
- (55) (43)に同じ。
- (56) 『申報』 1925年9月13日。
- (57) 『時報』 1926年5月10日。
- (58) 『時報』 1926年5月25日。
- (59) 『時報』 1926年6月14日。

- (60) 『申報』 1924年 5月19日。
- (61) 『申報』 1923年 5月27日。
- (62) 同上。
- (63) 『時報』 1926年 4月11日。
- (64) 前掲拙稿。
- (65) 『時報』 1926年 5月13日。
- (66) 『申報』 1923年 6月 9日。
- (67) 『時報』 1926年 1月17日, 2月20日。
- (68) 「蚕糸金融改善策」 『銀行週報』第5巻21号(1921年)。行・灶規制は繭質劣化の一因になっていたが、かといって規制の解除は繭質の向上に直結するわけではない。先に引用した洞庭西山繭業公所の「土灶」設置認可への反対論には一理があり、乾繭法の良否は生糸の生産に大きな影響があった。この点は繭取引の現状に批判的な言論のなかでも留意されており、この論文は生糸の品質と乾繭技術の関係を重視し、農民の乾繭販売を前提として、農民の組織化と共同乾繭を提唱している。
- (69) 『時報』 1926年 1月17日, 2月 2日。
- (70) 『時報』 1926年 2月17日。
- (71) 『申報』 1926年 1月21日。
- (72) 『時報』 1926年 7月16日。
- (73) 『時報』 1927年 2月13日。